

所得の申告は忘れずに

保険料の所得割については、市・県民税の申告に基づき計算しています。所得額が少ない又は全くない人や、非課税所得（遺族・障がい年金等）で生活している人で、所得税の確定申告の提出が不要な人でも、保険料を正しく算定するため、市・県民税の申告が必要です。

申告をしていないと、正しい保険料が算定されず、後で所得が判明したときに1回で納める保険料が高額になることがあります。また、低所得者に対する軽減措置が受けられません。

令和7年中の所得が不明な人や新潟市へ転入してきた人には、国保の収入申告書が送付されますので、必要事項を記入してお早めにご提出ください。

保険料の納付相談はお早めに！

保険料は、国民健康保険事業の運営のための大切な財源です。
保険料の納付がないと、国保の運営に支障をきたすばかりか、他の加入者に迷惑をかけることになります。
保険料は、必ず納期限までに納めましょう。

■新潟市保険料納付お知らせセンターについて

納期限を過ぎても保険料の納付確認ができない人へ、電話や文書で未納のお知らせを行っています。
また、ショートメールにてお知らせセンターへの連絡をお願いすることがあります。
業務は、民間企業に委託しており、平日の日中、夜間のほか、土日祝日にも連絡する場合があります。

■保険料を滞納すると次のような取扱いを受ける場合があります

- 督促状や催告書が送付されるほか、延滞金が増え、結果的に納めなければならない金額が増える場合があります。
- 十分な負担能力があると認められるにもかかわらず、保険料の滞納を続けていると、財産の差し押さえなどの滞納処分を行う場合があります（給与、年金、預貯金、生命保険、売掛金、不動産など）。

災害や失業などの特別な事情により保険料を納めることが困難な時は、お早めに各区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）保険料担当へご相談ください。

*国民健康保険料の収納率（現年分）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収納率	94.13%	94.08%	94.03%(見込)

◎お問い合わせ先

担当課	保険料担当 (保険料のこと)	給付担当 (資格・給付のこと)	担当課	保険料担当 (保険料のこと)	給付担当 (資格・給付のこと)
北区 区民生活課	025(387)1285	025(387)1275	秋葉区 区民生活課	0250(25)5677	0250(25)5676
東区 区民生活課	025(250)2275	025(250)2265	南区 区民生活課	025(372)6137	025(372)6135
中央区 窓口サービス課	025(223)7154	025(223)7149	西区 区民生活課	025(264)7254	025(264)7243
江南区 区民生活課	025(382)4241	025(382)4235	西蒲区 区民生活課	0256(72)8340	0256(72)8336

冊子「令和 8 年度版わたしたちの国保」は、各区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）窓口にて配布しています。

令和8年度 新潟市国保だより

新潟市福祉部
保険年金課 保険料係
☎025-226-1085

令和 8 年度から子ども・子育て支援金をご負担いただきます

令和8年4月から「子ども・子育て支援金制度」が始まり、今年度から国民健康保険料と合わせて子ども・子育て支援金（子ども分）をご負担いただくことになります。皆さまからお預かりした支援金は、子ども・子育て支援納付金として国に納付することになります。

こどもや子育て世帯を社会全体で支えることを目的とした制度のため、子育て世帯だけでなく、独身者や高齢者を含む全世代が納付対象となります。

支援金をご負担いただくのは、国保加入者だけでなく、健康保険組合や協会けんぽなどすべての医療保険の加入者です。

今年度の国民健康保険料率等が確定しました

保険料率と賦課限度額（年間保険料の上限額）は、右表の下線箇所が令和7年度から変更となりました。

医療分と支援分と子ども分はすべての加入者、介護分は40歳から64歳までの加入者にかかります。

なお、子ども分の均等割は18歳以上の人のみが負担します。

年度途中で国民健康保険に加入・脱退があった場合は、月割で保険料を増減します。

所得の少ない世帯には、均等割・平等割の一部を軽減します。また、未就学児については、均等割を5割軽減します。いずれも申請は不要です。

	加入者全員		40歳～64歳	加入者全員
	医療分	支援分	介護分	子ども分
所得割	<u>7.4%</u>	3.1%	2.5%	<u>0.27%</u>
均等割 (1人あたり)	<u>14,700円</u>	7,200円	14,100円	<u>1,600円</u>
平等割 (1世帯あたり)	<u>19,200円</u>	9,000円		
賦課限度額	<u>67万円</u>	26万円	17万円	<u>3万円</u>

保険料の軽減、減免

保険料の納付が困難で、以下に記載する事項に該当する場合は、保険料の軽減、減免を受けられる場合があります。

- ・非自発的な失業（リストラなど会社都合による失業）のため職場の社会保険を脱退した場合
- ・国保加入者が介護保険適用除外施設に入所した場合
- ・扶養者が後期高齢者医療制度に加入したことにより、社会保険の扶養から外れた被扶養者（65歳以上）が国保に加入した場合
- ・国保加入者が出産した場合
- ★地震や火災などの災害により大きな損害を受けたとき
- ★自営業の廃業や休業などにより所得が大幅に減少したとき
- ★国保加入者に障がい者手帳を交付されている人がいるとき
- ★ひとり親・寡婦の家庭で一定の条件に該当するとき
- ★犯罪等の被害を受けたとき など

★は原則、納期限の7日前までに申請してください。納期限の過ぎた保険料は減免できません。
必要書類など、詳しくは各区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）保険料担当までお問い合わせください。

納付回数と納期限について

■普通徴収（口座振替または納付書払い）の場合

4月から翌年3月までの12か月分の保険料を、年9回に分けて納付していただくこととなります。
したがって、1期別あたり約1.3か月分の保険料額になります。

月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
納期限	7月 31日	8月 31日	9月 30日	11月 2日	11月 30日	12月 28日	2月 1日	3月 1日	3月 31日
1期別あたりの 保険料額	令和7年中の所得で算定した年間の保険料額 ÷ 9								

※100円未満の端数は、第1期にまとめます。

納めた保険料は、所得税や市・県民税の申告の際に社会保険料として所得控除の対象となります。
納付書で納めた場合は領収書（領収書の再発行はできません。）、口座振替の場合は預金（貯金）
通帳、特別徴収の場合は年金の源泉徴収票で確認することができます。

■特別徴収（年金天引き）の場合

年金支給月に年金から天引きされます。

月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
期	4月期	6月期	8月期	10月期	12月期	2月期
1期別 あたりの 保険料額	仮徴収期間			本徴収期間		
	令和7年度 2月期の 保険料額と 同額	①令和6年中の所得で算定した 半年分の保険料 ②4月期の保険料×3 ①と②を比較して、 ①が②より大きい場合 (令和6年中の所得で算定した 年間保険料－4月期の保険料) ÷5＝1回の納付額 ①が②より小さい場合 (令和6年中の所得で算定した 半年分の保険料－4月期の保険 料)÷2＝1回の納付額		(令和7年中の所得で算定した年間保険料 － 仮徴収期間の保険料) ÷ 3＝1回の納付額		

※100円未満の端数は、10月期にまとめます。

普通徴収（口座振替または納付書払い）による納付

保険料の納付は口座振替が原則となります。口座振替にすると毎月納めに行く手間が省け、納め忘れもなくなつて便利。
まだ手続きをしていない人は、以下のいずれかの方法により手続きをお願いします。

【ページ口座振替受付サービス】

対象金融機関	右記新潟市公金収納取扱金融機関の金融機関名の左側に●がある金融機関
必要なもの	キャッシュカード(ICカードでの受付はできません)、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
申込み場所	各区役所、出張所

【口座振替依頼書による申込み】

対象金融機関	右記新潟市公金収納取扱金融機関
必要なもの	国民健康保険の番号がわかる書類(通知書*や資格確認書)、通帳、届出印
申込み場所	口座振替を希望する金融機関窓口

※通知書番号の下2桁を除いた10桁が国民健康保険の番号です。
(例) 通知書番号: 123456789100
国民健康保険の番号: 12-345-67891

納付書

7月に納入通知書とあわせて納付書が送付されます。納期限までの納付をお願いします。納付方法は以下の4つです。
①各区役所・出張所・連絡所の窓口で納付
②右記新潟市公金収納取扱金融機関の窓口で納付
③右記コンビニエンスストアで納付
④スマートフォン決済(PayPay請求書払い)で納付

■新潟市公金収納取扱金融機関

●第四北越銀行	●新潟県信用組合
●大光銀行	●興栄信用組合
みずほ銀行	はばたき信用組合
三菱UFJ銀行	●協栄信用組合
三井住友銀行	●巻信用組合
●秋田銀行	●新潟県労働金庫
●東邦銀行	●新潟県信用農業協同組合連合会
●北陸銀行	●新潟かがやき農業協同組合
●きらやか銀行	●新潟市農業協同組合
●新潟信用金庫	東日本信用漁業協同組合連合会 新潟支店
●三条信用金庫	
●新発田信用金庫	●ゆうちょ銀行（郵便局）
●加茂信用金庫	

■コンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ローソンストア100、くらしハウス、ファミリーマート、 ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、 ヤマザキデイリーストアー、ニューヤマザキデイリーストア、タイエー、 スリーエイト、セイコーマート、ポプラ、生活彩家、ハマナスクラブ、 ハセガワストア、MMK(マルチメディアキオスク)設置店
--

特別徴収（年金天引き）による納付

次のすべての条件に当てはまる世帯は特別徴収となります。

- ①世帯主が国保に加入している
- ②世帯内の加入者全員が65歳以上75歳未満である
- ③世帯主の介護保険料が年金から天引きされている
- ④世帯主が年額18万円以上の年金受給者で、特別徴収として計算した1回あたりに徴収する国保と介護の保険料の合計額が、2か月に1回支給される年金受給額の2分の1を超えていない
- ⑤口座振替の手続きをしていない

※上記の①～⑤に当てはまらない世帯が、任意に特別徴収に変更することはできません。
※④の年金受給額は、介護保険料を天引きされている年金のみの額です。
※年度の途中で世帯主が75歳になる場合は、その年度の徴収方法は普通徴収になります。
※年度の途中で65歳未満の被保険者が国保に加入した場合や、保険料が減額になった場合は、特別徴収を停止し、以降の納期は普通徴収となることがあります。

特別徴収の世帯のうち、保険料を滞納することなく納めている世帯は、支払方法を口座振替に変更することができます。詳しくは各区役所区民生活課(中央区は窓口サービス課)保険料担当へお問い合わせください。